

建設工事業業者 各位

財政課長

建設工事における週休 2 日に係る補正について（通知）

令和 7 年 10 月 1 日から長野県が入札公告等を行う建築工事以外の工事は、週単位（土日）の週休 2 日工事を標準化するとして積算時に適用する補正率に変更されます。飯田市における補正については、飯田市週休 2 日工事実施要領第 6 の 2 にて「発注者は、週休 2 日工事を実施する場合、長野県の週休 2 日工事実施要領及び長野県建築工事における週休 2 日工事実施要領に準じた補正を行う。」としていますが、10 月以降においても補正率を変更せず、当面の間、特記仕様書に使用する補正率を明記することとします。

つきましては、10 月以降の補正を下記のとおりとしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

記

1 概要

飯田市が入札公告等を行う建築工事以外の工事における週休 2 日に係る補正については、令和 7 年 10 月 1 日以降も変更せず、当面の間、現行の補正率とする。また、建築工事においては、引き続き、要領のとおり県の長野県建築工事における週休 2 日工事実施要領に準じた補正を行う。

2 補正率

(1) 建築工事以外の工事

労務費：1.04

機械経費（賃料）：1.02

共通仮設費：1.03

現場管理費：1.05

(2) 建築工事

長野県建築工事における週休 2 日工事実施要領に準じる。

3 周知方法

当該工事における特記仕様書にその旨を記載する。

4 適用年月日

令和7年10月1日から施行し、同日以降に起工起案する工事から適用する。(閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「07.10.01」と表示される工事から適用する。)

財政課契約係

担当 鈴木 内線 2135